

西予市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月23日（金）午後1時30分

2. 開催場所 西予市役所 5階 大会議室

3. 出席委員 31名（1～19番：農業委員、20～38番：農地利用最適化推進委員）

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	宇都宮文隆	○		2番	中村 吉年	○		3番	三好三智男	○	
4番	岡本 荒侍		○	5番	井関 吉博	○		6番	菊池 茂守	○	
7番	泉原 猛男	○		8番	大久保 卓		○	9番	酒井 馨一		○
10番	三好 國則	○		11番	三瀬 昇	○		12番	武田 孝司	○	
13番	五藤 忍	○		14番	上甲 憲章	○		15番	土居 賢一		○
16番	高岡 常夫	○		17番	志波 豊		○	18番	片岡 政志	○	
19番	二宮 清治	○		20番	兵頭 暁彦	○		21番	森 半治	○	
22番	谷口 健作	○		23番	高橋 真也	○		24番	河野 哲	○	
25番	清家 純一	○		26番	清水 栄一	○		27番	平井 一清	○	
28番	山内 正紀	○		29番	出水 洋一	○		30番	角藤 博文	○	
31番	城内 正		○	32番	宇都宮幸紀	○		33番	和氣 公三	○	
34番	芝 幹夫	○		35番	三瀬 重綱	○		36番	濱田 増人	○	
37番	久重 儀之	○		38番	大塚 康倫		○				

4. 欠席委員 7名
4番 岡本 荒侍 8番 大久保 卓 9番 酒井 馨一
15番 土居 賢一 17番 志波 豊 31番 城内 正
38番 大塚 康倫

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第33号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第34号 農地現況証明（農業用施設証明）について
- 日程第5 報告第35号 非農地現況証明について
- 日程第6 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第32号 農用地利用集積計画の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長 松末 博 事務局次長 木崎 真近
農地係長 井上 誠教 農地係主査 二宮 裕一

7. 会議の概要

松末局長	ご起立ください。礼。ご着席ください。 ただ今から、令和6年8月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして、宇都宮会長があいさつを申し上げます。
宇都宮会長	暑い中、ご苦労さまです。最近、農業資材の高騰が続いておりますが、少し明るいニュースとして米価が上昇しつつあります。これが農産物全体へ波及してくれば非常にうれしい話なのですが、先行きはなかなか見通せない状況であります。さて、まだまだ暑い日が続きますが、熱中症には十分注意して作業していただければと思います。以上、簡単ではありますが、あいさつに代えさせていただきます。
松末会長	それでは、議事に移ります。議事進行は規則によりまして宇都宮会長が務めます。
宇都宮会長	議事に入るまでに、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」6ページ、整理番号5番につきましては取下げられましたので報告します。
宇都宮会長	それでは、ただいまから8月定例総会を開会いたします。本日の出席委員は、農業委員19名中14名、農地利用最適化推進委員19名中17名で定足数に達しており、総会は成立しています。4番岡本委員、8番大久保委員、9番酒井委員、15番土居委員、17番志波委員、31番城内委員、38番大塚委員から欠席の旨、通告がありましたので、報告します。
宇都宮会長	次に、日程第1「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし。との声)
宇都宮会長	異議なしと認めます。 それでは、14番上甲委員、27番平井委員のお二人にお願いします。
宇都宮会長	次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし。との声)
宇都宮会長	異議なしと認めます。 よって、会期は、本日1日間と決定しました。
宇都宮会長	次に、日程第3、報告第33号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
二宮主査	報告第33号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告いたします。議案書の2ページから4ページをご覧ください。今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく、賃貸借権の解約が3件、使用貸借権の解約が2件となっています。以上で「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第4、報告第34号「農地現況証明（農業用施設用地）」について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

井上係長	報告第 34 号「農地現況証明（農業用施設用地）について」報告いたします。議案書の 4 ページをご覧ください。整理番号 1 番、申請人、●●●●から提出のあった証明願いは、農業委員、2 番中村委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となります。以上で「農地現況証明（農業用施設用地）について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第 5、報告第 35 号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	報告第 35 号「非農地現況証明について」報告いたします。議案書の 7 ページをご覧ください。整理番号 1 番、申請人、●●●●ほか 1 名から証明願いが提出されましたので、平成 25 年 1 月 1 日から施行されています「非農地証明取扱要領」の基準に基づき審査を行うとともに、農業委員、19 番二宮委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規制や適用を受けない土地となります。以上で「非農地現況証明について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第 6、議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 4 番、6 番から 7 番までの 6 件を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
二宮主査	議案第 29 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書 6 ページをご覧ください。今月の農地法第 3 条の規定による許可申請は 6 件でございます。権利別では、所有権移転の売買が 4 件、贈与が 2 件です。なお、法第 3 条第 2 項各号の判断については、別添調査書の 1 ページから 6 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
宇都宮会長	ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
25 番清家委員	1 番の案件について 25 番清家が報告いたします。受人は、申請地の隣接する土地を購入予定であり、申請地も取得したいとのことであります。取得後においては、季節野菜を栽培する予定です。受人は、許可要件を全て満たしており、問題ないと思います。申請地は農地として耕作されていることを 8 月 20 日に 10 番三好委員と確認しました。
25 番清家委員	2 番の案件について 25 番清家が報告いたします。受人は、宅地の購入に伴い、隣接する申請地を取得したいとのことです。申請地は遊休化していますが、取得後は住宅の建築に併せて、当該農地を管理していくとのことです。8 月 20 日に 10 番三好委員と現地確認をしました。
35 番三瀬委員	3 番の案件について 35 番三瀬が報告いたします。8 月 18 日に 8 番大久保委員と現地を確認しました。受人は、初めての農地取得ですが、農作業自体は実家で経験しているとのことで取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから、許可要件を全て満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。

30 番角藤委員	4 番の案件について 30 番角藤が報告いたします。8 月 16 日、3 番三好委員と現地確認を行いました。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、通作距離等からみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしております。また、受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
26 番清水委員	6 番の案件について 26 番清水が報告します。受人は、家庭菜園をするために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから、許可要件を全て満たしております。また、申請地は農地として柿、栗の苗木を植え、耕作されていることを 8 月 17 日に 19 番二宮委員と確認しました。受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
37 番久重委員	7 番の案件につきまして 37 番久重が報告します。譲渡人は、受人の叔父にあたり現在は兵庫県に住んでおります。幼少の頃から、この場所には来ておらず記憶も定かではなく高齢ということで権利の移転になりました。登記簿では宅地となっていますが、農家台帳では畑で登録されており、現況も畑となっております。畑は、きれいに除草されており少しの作物を植えて管理されております。機械、労働力、技術、通作距離からみても問題なく、許可要件を全て満たしており、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。なお、8 月 18 日に 6 番菊池委員、受人の 3 人で現地確認を行いました。
宇都宮会長	現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。 (補足説明なし)
宇都宮会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただ今の事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
宇都宮会長	質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。日程第 6、議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 4 番、6 番から 7 番までの 6 件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
宇都宮会長	全員賛成と認めます。よって、日程第 6、議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 4 番、6 番から 7 番までの 6 件を原案のとおり許可することに決定しました。
宇都宮会長	次に、日程第 7、議案第 30 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。

井上係長	議案第 30 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の 7 ページから 9 ページをご覧ください。今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による申請は 3 件でございます。 整理番号 1 番の転用の理由は、現在、申請地の隣地に居住しておりますが、駐車スペースが不足し、道路からの進入路もないため、申請地を進入路等として整備したいとのことです。 整理番号 2 番は、申請地及び一体利用地を牛舎を中心とする一団の畜産施設として整備するため、申請地を堆肥舎として整備したいとのことです。 整理番号 3 番は、周囲は山林で獣害もひどく、他に耕作する者もなく、傾斜地で耕作には不適地であるため、植林し山林として管理したいとのことです。 農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書 8 ページから 10 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
宇都宮会長	ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
11 番三瀬委員	整理番号 1 番の案件について 11 番三瀬が報告します。8 月 19 日に 21 番森委員とともに現地確認を行いました。申請人は、申請地の隣接地に居住しておりますが、駐車スペースが不足すること及び道路から出入りする通路が無いため、進入路として利用したいとのことです。現地はすでに進入路として車両が出入りできるよう工事が完了しています。周辺農業への支障はなく、始末書の提出も確認しております。
12 番武田委員	整理番号 2 番の案件について 12 番武田が報告します。申請人は、畜産業を営んでおり一体利用地の牛舎を中心とする一団の畜産施設として整備するため、申請地を堆肥舎として整備したいとのことです。8 月 20 日に 23 番高橋委員と現地確認をしました。申請地はすでに堆肥舎としていましたが、周辺の農地や営農への支障はないものと思われます。また、始末書も提出されることを確認しています。
7 番泉原委員	整理番号 3 番の案件について 7 番泉原が報告します。8 月 17 日に現地確認を行いました。申請地は山際で農業機械が入らない非効率な農地であり、獣害も多く、高齢になり管理が困難なことから植林をされるものです。数箇所ですでに数年前に植林をされておりますが、隣接地は山林であり、周辺農業への支障はないものと思われます。
宇都宮会長	現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告等お願いいたします。 (補足説明なし)
宇都宮会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
宇都宮会長	質疑もないようですので質疑を終結とし、議案第 30 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に

	よる許可申請について」整理番号 1 番から 3 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
宇都宮会長	全員賛成と認めます。よって、日程第 7、議案第 30 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 3 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。
宇都宮会長	次に、日程第 8、議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
井上係長	議案第 31 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の 8 ページをご覧ください。今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による申請は 5 件で、権利別では、所有権移転の売買が 4 件、使用貸借権の設定が 1 件となります。 転用の理由は、整理番号 1 番は、現在、建設業を営んでおりますが、資材置場として利用している土地の一部を返還することになったため、申請地を新たに資材置場として整備したいとのことです。 整理番号 2 番は、現在、西予市内で借家住まいをしておりますが、両親が高齢のため、面倒を見るため両親の住居の隣地に自己住宅を建築したいとのことです。 整理番号 3 番は、現在兼業農家をしておりますが、農機具の購入を検討しており、申請地に倉庫と駐車スペースを整備したいとのことです。 整理番号 4 番は、本社移転に伴い、業務関連施設や駐車場を本社周辺に集約するため、車庫を整備したいとのことです。 整理番号 5 番は、現在両親と同居しておりますが、子供が成長するにつれ手狭となったため、自己住宅を建築したい。また、土木建設業に勤務していますが、資材置場が不足しているため、一部を貸し資材置場として整備したいとのことです。 以上、農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書 10 ページから 14 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
宇都宮会長	ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
10 番三好委員	整理番号 1 番の案件につきまして 10 番三好が報告します。受人は、建築業を営んでおり、現在資材置場として利用している土地の一部を返還することとなったため、近くにある申請地を新たに利用したいとのことです。また、敷地内を整地することで土砂流出を防止し、周辺農地へ被害が及ばないようにします。申請地は農地であることを 8 月 20 日に 25 番清家委員と確認しました。
10 番三好委員	整理番号 2 番の案件につきまして続けて 10 番三好が報告します。渡人と受人は親子関係にあり、受人は現在市内のアパートを借りて生活しているが、両親が高齢なので実家の近くに家を構えて面倒を看たいとのことです。父所有の申請地を借り受け、自己住宅を建築したいとのことです。申請地の北側と西側は宅地であり、東側の畑は所有者に同意を得ており、問題ないと思います。申請地は 8 月 20 日に農地であることを 25 番清家委員と確認しました。

35 番三瀬委員	整理番号 3 番の案件につきまして、8 番大久保委員が欠席につき大久保委員から現地調査報告書を預かっておりますので、35 番三瀬委員が代理で読み上げます。「8 月 18 日に 35 番三瀬委員と現地確認を行いました。申請人は現在、兼業農家をしています。農機具の購入を検討しており、申請地に倉庫と駐車スペースを整備したいとのことです。現地はすでに倉庫と駐車スペースが整備されていますが、周辺の農地や営農に支障はないと思われます。始末書も提出されていることを確認しております。」以上であります。
12 番武田委員	整理番号 4 番の案件について 12 番武田委員が報告します。受入は、建設業を営んでおり本社移転に伴い、業務関連施設や駐車場を本社周辺に集約するため、車庫を整備したいとのことです。8 月 20 日に 23 番高橋委員と現地確認しました。申請地は、すでに車庫として利用されていますが、現地は国道に面しており周辺農地や営農に支障はないものと思います。始末書も提出されていることを確認しています。
28 番山内委員	整理番号 5 番の案件について、17 番志波委員が欠席につき志波委員から現地調査報告書を預かっていますので、28 番山内委員が代理で読み上げます。「8 月 17 日に 28 番山内委員と現地確認を行いました。申請地の北側は市道、西側は倉庫で東側と南側に農地があります。計画図では一定の距離を空けてあるので、周辺農地への影響はないと思います。また、敷地内は適切な整地をして土砂の流出を防止し、周辺に被害を及ぼさないように配慮することです。周辺農業への支障はないものと思われます。」以上です。
宇都宮会長	現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。 (補足説明なし)
宇都宮会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。ただ今の事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
宇都宮会長	質疑もないようですので質疑を終結とし、日程第 8、議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 5 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
宇都宮会長	全員賛成と認めます。よって、日程第 8、議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 5 番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。
宇都宮会長	次に、日程第 9、議案第 32 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
木崎次長	今月の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による案件は、17 件でございます。議案書の 9 ページから 10 ページ

	をご覧ください。 西予市長より令和6年8月7日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定が5件、新規の利用権設定が12件です。利用権の設定をする者が17名、利用権の設定を受ける者が9名、うち認定農業者が5名でございます。利用権設定の面積は46,928㎡、筆数が66筆です。 以上の計画内容は、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。
宇都宮会長	事務局の提案説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。 (質疑なし)
宇都宮会長	質疑もないようですので質疑を終結といたします。お諮りいたします。日程第9、議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」利用権設定の17件を原案のとおり、決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
宇都宮会長	全員賛成と認めます。よって、日程第9、議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」利用権設定の17件は原案のとおり決定しました。
宇都宮会長	以上をもちまして本日の定例総会を終了といたします。
松末局長	ご起立ください。礼。お疲れ様でした。
	午後2時01分閉会
	議事録署名委員
	会 長
	14 番 委 員
	27 番 委 員